

大気汚染防止法・水質汚濁防止法に係る最近の不適正事案の概要

社名（業種）	事案の概要
I 社（製紙業）	測定を外部委託して得られた自主測定値が、それまでの自社分析値に比べ著しく小さかったため、ばい煙測定記録表及び公害防止協定に基づく市への報告値を <u>自社分析値程度になるよう改ざん</u> していた。
J 社（電力事業）	排出ガス量の測定結果が電気事業法に基づく <u>届出に記載した値を超過した場合、公害防止協定に基づく報告書に、届出値内になるよう報告</u> していた。
K 社（製紙業）	市との公害防止協定に基づき、市に報告していた連続測定に係る <u>チャート記録の改ざん（切り貼り及びグラフのねつ造）</u> が確認された。
L 社（食肉処理業）	鶏肉を加工する際に出た水や血などを処理する <u>污水处理施設の一部を長期にわたり適切に稼働させず、施設が能力不足であったため、県の改善勧告を4回にわたり受けたにもかかわらず、設備改善することなく、排水基準を超過した汚水を排出</u> していた。
M 社 （食品メーカー）	食品を製造する際に生じる廃水について、処理されるべき <u>廃水をバイパス排水口等から無処理で排出</u> していた。また、 <u>廃水処理施設の処理能力が、全廃水量を処理する規格に満たなかった</u> 。
N 社（製紙業）	自社において分析した <u>水質データを排水基準値以下に書き換えて県及び市に報告するとともに、県による立入検査・採水時に採水を行う排水口前の地点で排水を河川水で希釈することにより県の分析値が低くなるように</u> していた。